

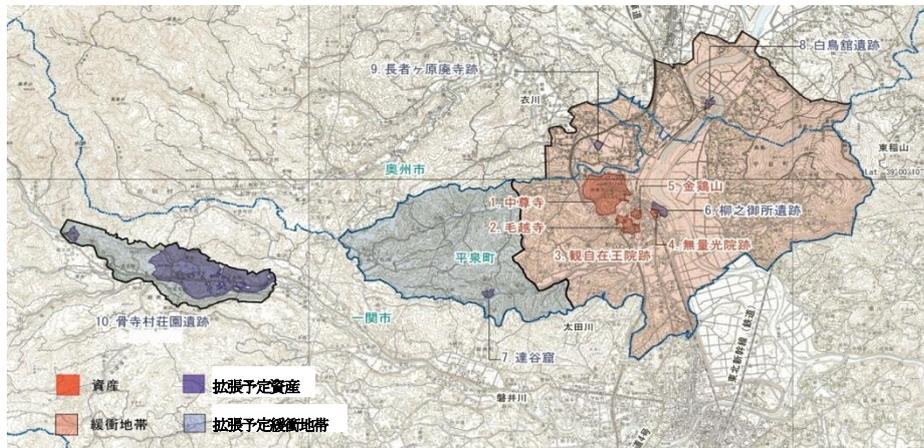
協議事項（１） 「平泉の文化遺産」について

①拡張登録について

ア 取組について

a 協議

- (1) 平成30年3月末に、「平泉 - 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 -」（拡張）の**推薦書案及び包括的保存管理計画改定案**を提出すること。
- (2) 拡張登録の対象として想定している資産は、**柳之御所遺跡、達谷窟**（以上、平泉町）、**白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡**（以上、奥州市）、**骨寺村荘園遺跡**（一関市）の5資産とすること。



b 評価の観点

- ・ 価値が証明されているか。
- ・ 資産の範囲に過不足はないか。（重要な範囲が欠落していたりしていないか）
- ・ 開発計画や来訪者、自然災害等の影響は十分に把握されているか。
- ・ 資産保護・活用体制が十分に機能し、前回推薦書記載内容が履行されているか。

c 今後のスケジュール等

平成 29 年度上半期：推薦書等の内容について、改定案の内容調整。

平成 30 年 1 月ごろ：推進協議会の部会において、内容の最終調整。

平成 30 年 3 月：推進協議会において内容の最終確認。（文化庁へ提出）

平成30年7月頃：文化審議会世界文化遺産特別委員会による国内審査（1件／年）

（以下は最速のスケジュール）

平成31年1月：ユネスコへ推薦書(英語版)等を提出 ※以下は最速のスケジュール

平成31年夏頃：イコモスによる現地調査

平成32年7月頃：世界遺産委員会における決議（承認、情報照会、延期、不承認）

協議事項（１） 「平泉の文化遺産」について

①拡張登録について

イ 準備状況報告書（別添参照）について

a 準備状況報告書の概要

我が国の世界遺産暫定一覧表に掲載されている資産のうち、今後、ユネスコへ推薦書が提出されるものについて、推薦に向けた準備状況を把握するため、文化庁が暫定一覧表記載資産を持つ自治体に対し、毎年度末に「暫定一覧表記載資産準備状況報告書」の提出を依頼しているもの。

<協議>

b 価値のポイント

- (1) 東アジアにおける**人類の価値観の交流**に基づいて奥州藤原氏が形成した政治・行政上の拠点の重要な遺産であること。
- (2) 平泉が、奥州藤原氏政治・行政上の拠点に形成された**仏の理想世界の中心**を可視化したものとして、比類のない証拠であること。

**世界遺産委員会決議（2011）への対応について（その１）**  
**資産間の障害の無い展望維持について（景観条例に基づく届出状況等）**

金鷄山と他の４つのアンサンブル（仏堂・庭園）との間の障害の無い展望を維持すること。

〈協議〉

- 資産及び緩衝地帯（関連資産及び周辺地帯含む）の範囲は、景観法に基づき、関係市町による景観計画区域が設定され、適切な景観の維持が図られている。

資産及び緩衝地帯（関連資産及び周辺地帯含む）における景観計画の状況

（平成 28 年 1 月～12 月）

		許可申請件数	届出件数	その他 （おもな事例）
1	平泉町景観計画（平泉町）	46	24	通知 5 件（国の機関 または地方公共団 体が行う行為）
2	奥州市景観計画（奥州市）	0	20	
3	本寺地区景観計画（一関市）	4	2	
	計	50	46	

**世界遺産委員会決議（2011）への対応について（その２）**  
**「遺産影響評価」の実施について**

主要な道路改修の提案に当たっては、個々の構成資産の周辺環境の見え方を含め、顕著な普遍的価値の属性に対する影響を計る「遺産影響評価（Heritage Impact Assessment）」を行うこと。

〈協議〉

**【平成 28 年度に評価の対象となった事業】**

開発計画名		資産との関係	計画期間	備考
1	中尊寺境内仏堂等増改築事業	資産内（中尊寺） （近接大規模）	H29 年～ H30 年度	別途説明

**【平成 28 年度経過報告】**

- H28. 4 開発計画照会  
7 照会結果の検討・評価対象事業リストの更新  
9 平泉遺跡群調査整備指導委員会・保存管理計画検討部会  
10 平泉遺跡群調査整備指導委員会・本委員会  
12 遺産影響評価対象事業の検討（中尊寺境内仏堂等増改築計画）  
H29. 1 平泉遺跡群調査整備指導委員会・保存管理計画検討部会  
2 平泉遺跡群調査整備指導委員会・本委員会  
3 岩手県世界遺産保存活用推進協議会・平泉保存検討部会

**【現在進行中の遺産影響評価】**

	評価対象事業	事業主体	評価年度	備考
1	一般県道平泉停車場中尊寺線 （無量光院跡）	県	H23	設計等再検討中
2	北上川中流部緊急治水対策事業 （白鳥館遺跡）	国交省	H24	事業者と協議中
3	平泉スマートインターチェンジ建設事業 （毛越寺・緩衝地帯）	民間 平泉町	H27	事業者との協議中

**【資産及びその周辺において今後想定される主な開発事業】** ※平成 28 年 6 月現在

開発計画名		資産との関係	計画期間	備考
1	国道 4 号平泉バイパス拡幅	資産直近（近接大規模）	未定	②
2	町道柳之御所線	資産内（近接小規模）	計画休止	①
3	柳之御所遺跡建物復元	資産内（近接大規模）		②
4	柳之御所遺跡新ガイダンス施設	資産直近（近接大規模）	H28 年度以降建設	③
5	新平泉町立体育館	緩衝地帯（近接大規模）	未定	①

（太字は推薦書及び追加情報資料に記載していない計画であるが今後評価が必要と判断したもの）

＜参考：計画内容の段階説明＞

- ①基本構想（方向性の検討、事業段階表）  
②基本計画（基本的な内容の検討、年次計画表）  
③基本設計（基本的な仕様の決定、事業工程表）  
④実施設計（詳細な仕様の決定、工事工程表）

世界遺産委員会決議（2011）への対応について（その3）  
庭園調査整備に関する計画書の提出について（『作業指針172項』に基づく資料提出）

中尊寺及び無量光院跡の2つの地下に埋蔵されている庭園の再発掘調査及び再生（修復）に当たっては、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項（※）に基づき、イコモスによる評価及び世界遺産委員会による検討のための計画書を世界遺産センターに提出すること。

1 経過

◆平成24年度

- 平成25年1月：「報告」（和文）の内容に係る文化庁協議

◆平成25年度

- 平成26年2月：文化庁協議

◆平成26年度（いずれも文化庁の指導事項）

- 平成26年7月：登録以後の調査結果が整備計画にどのように反映されているのか、真実性を考慮して記述すること。
- 平成26年10月：第三者にわかりやすい構成とし、図面等については推薦書に準拠すること。

◆平成27年度

- 平成27年4月：文化庁協議（ユネスコへの提出スケジュールの確認）
- 平成27年12月：「報告」（和文）を文化庁へ提出
- 平成28年3月：「報告」（英文）を文化庁へ提出

◆平成28年度

- 平成29年1月：ユネスコ世界遺産センターへ提出

※世界遺産委員会は、締約国に対し、条約で保護されている範囲において、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える大規模な修復や新たな建設に着手し認可する締約国の意思を、事務局をとおして委員会に情報提供することを求める。できる限り早く（例えば、具体的事業についての基礎資料ができる前）、後戻りが困難な状態になる決定がなされる前に通知しなければならない。それをうけて、委員会は、資産の顕著な普遍的価値が十分確保されるための適切な解決策について助言する。（仮訳）

**世界遺産委員会決議（2011）への対応について（その４）**  
**地下にある考古学的情報の保護について（現状変更及び整備等の状況）**

地下に埋蔵されている考古学的な情報を積極的に保護すること。

〈協議〉

- 資産に大きく影響した現状変更はなかった。
- 資産の研究・保護が進んだ。

**1 資産（及び関連資産）における文化財保護法に基づく現状変更の状況**  
**（H28.1～12）**

	資産名等	申請件数	許可	不許可	審議中	備考 (主な事例)
1	中尊寺	11	11	0	0	・発掘調査 ・鳥居設置
2	毛越寺	2	2	0	0	・木竹伐採
3	観自在王院跡	10	10	0	0	・工作物設置
4	無量光院跡	2	2	0	0	・庭園整備 ・発掘調査
5	金鷄山	2	2	0	0	・工作物設置
6	柳之御所遺跡	4	4	0	0	・発掘調査、仮設トイレ設置 等。
7	達谷窟	2	2	0	0	・奉養所建替
8	白鳥館遺跡	1	1	0	0	発掘調査
9	長者ヶ原廃寺跡	0	0	0	0	
10	骨寺村荘園遺跡	1	1	0	0	発掘調査
	計	35	35	0	0	

（参考）資産（関連資産含む）における文化財保護法に基づく重要文化的景観の現状変更届の状況（H28.1～12）

	資産名等	届出件数	審議中	備考（主な事例）
11	骨寺村荘園遺跡 （一関本寺の農村景観）	0	0	
	計	0	0	

## 【協議事項（１）②ア】

## 2 資産（関連資産含む）における発掘調査、整備、公有化の状況総括表

(H28.12 現計)

(単位：㎡)

	資産名等	調査（㎡）	整備（㎡）	公有化（㎡）	予算（千円）
1	中尊寺	128	—	—	4,744
2	毛越寺	4	—	—	990
3	観自在王院跡	—	—	615	55,851
4	無量光院跡	200	1,250	—	47,746
5	金鷄山	83	—	—	3,909
6	柳之御所遺跡	800 (高館 500)	125	0	56,741
7	達谷窟	20	—	—	703
8	白鳥館遺跡	70	—	—	6,999
9	長者ヶ原廃寺跡	—	—	—	—
10	骨寺村荘園遺跡	1,427	—	124,050 (寄附採納)	21,667
	計	3,232 (高館跡含む)	1,375	124,665	199,350

確定額は実績段階で精査

世界遺産委員会決議（2011）への対応について（その5）  
来訪者に関する管理戦略の策定と実施について（資産の受容力に関する分析等）

様々な場所の受容力に関する詳細な研究に基づき、来訪者に関する管理戦略を適切に定め、実施すること。

〈協議〉

(1) 周遊マップの配置

作成した周遊マップについては、各資産の受付やガイダンス施設、JR 駅などの公共交通機関、県内各市町及び東北各県の観光協会に配付予定であること。

(2) 来訪者の意識調査の実施

来年度においても来訪者に対しアンケート調査を実施。これまでの調査結果との比較や来訪者管理戦略の浸透具合、道の駅開業に伴う効果や周遊状況、周遊マップへ掲載が必要な情報等について調査し、周遊マップに反映していく予定であること。

○経過

(1) 平成 24 年度～26 年度

適切な受容力の検討に向け資産及び周辺資産における利用動向を把握するため、世界遺産登録初年度（H23.7～H24.6）の利用データの整理分析を実施。構成資産の中で来訪者数が最も多い「中尊寺金色堂」のガラスケース内の温湿度について、来訪者増加に伴う影響の有無等の整理分析を実施。拡張想定資産も含めた「平泉の文化遺産」の理解度等について来訪者の意識調査を実施。

(2) 平成 27 年度

来訪者管理戦略実践のための「周遊マップ」の作成。

(3) 平成 28 年度

来訪者管理戦略のための「周遊マップ」について、一部情報の追加を行い作成。

追加情報：駐車場（駐車台数、営業期間・時間、問い合わせ先）、資産内運行バス会社問い合わせ先、平泉町・一関市・奥州市観光協会問い合わせ先

- ・ 3か年の調査結果を踏まえ来訪者管理戦略の策定（平成 27 年 3 月）。

【来訪者管理戦略について】

1 「平泉の文化遺産」への来訪者の周遊化

「平泉の文化遺産」の来訪者の混雑緩和、資産保護を図るため、モデルコースを設定・周知するなど来訪者の周遊化のための取組を推進する。

2 重点（重要）スポットの設定

「登録資産」の価値と正確な理解を図るため、各構成資産に顕著な普遍的価値を直接説明する場所を重点（重要）スポットとして設定し周知を図る。

3 混雑時に対応した誘導方法の情報共有

混雑時においても資産の保護と価値の正確な理解を図るため、資産毎に行っている来訪者の誘導方策について関係機関で情報共有し、適切に運用する。

4 その他来訪者管理に関する施策の実施

推薦書及び包括的保存管理計画書等に基づき実施している、来訪者を適切に管理・誘導し「平泉の文化遺産」の保護と価値の伝達に資する施策を着実に実施する。

## 協議事項(1)②イ

『「平泉の文化遺産」保存管理推進アクションプラン』（別添参照）の  
実施状況について（総括表）

## 1 平成 27 年度事業実績

	対象 事業数	実施 (うち全事 業終了)	主な事業
資産の保存管理 (No.1～27)	27	27	No.23 公有化事業〔平泉町〕 No.24 平泉文化遺産講座〔奥州市〕 No.25 本寺 de 天空散歩〔一関市〕
景観の保全 (No.28～46)	19	19	No.36 民官連携による岩手広告景観タウン ミーティング〔県・都市計画課〕 No.38 道の駅「平泉」整備事業 〔岩手河川国道事務所〕 No.42 中尊寺通り町並み整備 〔県・道路環境課〕
開発・観光圧力からの保全 (No.47～61)	15	15	No.56 世界遺産連携推進実行委員会事業 〔県・県南広域振興局〕
保存管理意識の醸成 (No.62～92)	31	31	No.64 平泉文化フォーラム 〔県・生涯学習文化課〕 No.77 教育旅行誘致説明会〔県・観光課〕
合計	92	92	

## 2 平成 28 年度事業実績及び実施見込

	対象事業数	実施（見込み） (うち全事業終了)	主な事業
資産の保存管理 (No.1～27)	27	27	No.23、No.24、No.25 等
景観の保全 (No.28～46)	19	19	No.36、No.38、No.42 等
開発・観光圧力からの保全 (No.47～61)	15	15	No.56 等
保存管理意識の醸成 (No.62～92)	31	31	No.64、No.77 等
合計	92	92	

〈協議〉

対象事業については、実施見込み分も含めて、順調に事業が実施された。

協議事項（1）②ウ 遺産影響評価への対応について

1. 事業概要

特別史跡である中尊寺境内において、建物の老朽化、法要歳事時等に不具合をきたしていること等のために、中尊寺本堂裏に所在する建物2棟を除却し、本尊として安置する阿弥陀如来仏像を祀るとともに、儀式法要を行う機能を兼ね備えた堂を増改築するもの。



2. 経過

- 平成28年12月7日 2016年度第1回町重要公共施設デザイン会議と第1回町まちづくりアドバイザー会議の合同会議で本事業を捕捉。
- 平成28年12月21日 縣市町連絡会議において、平成28年度中に遺産影響評価を実施することを確認。
- 平成29年2月17日 平泉遺跡群調査整備指導委員会で審議。
- 平成29年3月30日 岩手県世界遺産保存活用推進協議会で評価結果を報告し、調整予定。

### 3. 遺産影響評価結果

平成29年2月17日

岩手県世界遺産保存活用推進協議会  
会長 高橋 嘉行 様

平泉遺跡群調査整備指導委員会  
委員長 田辺 征夫

「平泉の文化遺産」に係る遺産影響評価結果について(報告)

平成29年2月17日に開催した平泉遺跡群調査整備指導委員会において評価を実施した、中尊寺境内における仏堂等の増改築事業が世界遺産へ与える影響について、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 イコモス評価書（2011）では、顕著な普遍的価値の属性が、「考古学的遺跡である寺院に存在する」とされ、また、「考古学的情報の積極的保護を図ること」が勧告されている。

本事業では、顕著な普遍的価値の属性である考古学的遺構に影響が及ぶことから、中尊寺の歴史を踏まえ、検出された遺構を適切に評価し、考古学的遺構への影響の程度を確認したうえで、施工にあたり配慮するよう求めること。

- 2 イコモス評価書（2011）では、顕著な普遍的価値の属性が、「浄土思想の深遠な理念との関連が想起される浄土庭園を取り巻く周辺的环境に存在する」とされている。

本事業は、一定の高さを超える建築計画であり、顕著な普遍的価値の属性に負の影響を与えることが懸念される。今後の計画・設計において、外観等の細部に至るまで、材質、デザイン等に配慮するよう求めること。

## 協議事項（１）②エ 「遺産影響評価」方法の検討状況について

## 1 遺産影響評価の経過

平成23年6月、「平泉」に対する世界遺産委員会の決議にて、「主要な道路改修の提案に当たっては、個々の構成資産の周辺環境の見え方を含め、顕著な普遍的価値の属性に対する影響を計る「遺産影響評価」を行うこと。」とされた。

このことを踏まえて、平成24年3月の推進協議会において、「平泉の文化遺産 包括的保存管理計画」の中で、「平泉の文化遺産」の…地域内で行われる主要な開発行為について、平泉の価値に与える影響について評価を行う」ことが了解され、現在実施している。

昨年度の協議会において、民間事業に対する手続き上の課題が示され、検討することとなった。

## 2 事務局における検討内容

## 【他の世界遺産における事例調査】

○調査名：「平泉の世界遺産」における開発計画把握（遺産影響評価）実施方法検討に係る調査

○現地調査：山梨県、静岡県（世界遺産名：富士山-信仰の対象と芸術の源泉）

	山梨県	静岡県
手続条例に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユネスコから富士五湖の湖岸や土地利用に対する開発規制の指摘があり、厳格な対応を求められた</li> <li>・太陽光発電に対する市町村の設置基準が厳格でなかった（1万㎡以下などがほとんど）</li> <li>・富士山基本条例を制定したが、県議会より景観配慮の手続条例を定めるよう意見書が出されたことを受け、手続条例を制定しH28. 6. 24から施行している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画の市街化調整区域、国有林、自然公園法の特別地域など、従前の規制があり、開発は想定されていないことから条例は必要ない</li> <li>・世界遺産登録を機に全市町が景観行政団体に移行している</li> <li>・関係市町の景観条例等が世界遺産的な視点を満たすため、県の景観部局が作成した「富士山周辺景観形成行動計画」により統一的な基準で対応できるようにしている</li> </ul>

〈協議〉

### 3 今後の対応

今後は、仕組みについて引き続き検討を進めていくこととし、当面、案件が発生した場合は、現在の枠組みで対応することとする。

また、平成23年度から遺産影響評価を実施してきたところであることから、これまでの実績は拡張登録に係る推薦書案等に効果と評価として記載することとする。

《参考》これまでの遺産影響評価実績（推進協議会で調整したもの、民間企業から協力を得られたもの）

	評価対象事業	事業主体	評価年度	内容
1	一般県道平泉停車場中尊寺線 (無量光院跡)	県 (一関土木センター)	H23	地下遺構への影響
2	北上川中流部緊急治水対策事業 (白鳥館遺跡)	国交省	H24	景観への影響
3	奥州市衣川区池田西携帯基地局建設 (中尊寺・長者ヶ原廃寺跡)	民間	H26	高さへの影響
4	道の駅整備計画 (柳之御所遺跡)	国交省 平泉町	H26	柳之御所遺跡への影響
5	平泉スマートインターチェンジ	民間 平泉町	H27	景観への影響

※上記のほか、「影響なし」とされたものがH23に3件ある。

協議事項（１）②オ 保全状況報告書（別添参照）について

**a 保全状況報告書の要点**

世界文化遺産の適切な保全・管理を行うため、毎年度、文化庁から世界文化遺産を持つ自治体に対し、「世界遺産一覧表記載資産保全状況報告書」の提出を依頼しているもの。

<協議>

**b 今年度の特記事項**

- (1) 2011年の世界遺産委員会決議に基づき、中尊寺大池跡及び無量光院跡の発掘調査及び修復計画書を文化庁を經由して世界遺産センターに提出されたこと。
- (2) 中尊寺境内における建物建替え事業において、考古学的情報の保護及び景観に配慮した建替えの検討が進められていること。

## 協議事項(1)③ア

『「平泉の文化遺産」活用推進アクションプラン』（別添参照）の  
実施状況について（総括表）

## 1 平成 27 年度事業実績

	対象 事業数	実施 (うち全事 業終了)	主な事業
1 魅力ある地域づくり 《繰り返し訪れ、ゆっくり 滞在できる地域づくり》	29	27	No.1 誘致企業を対象に、平泉を絡めた旅 行商品造成（研修旅行）を実施
2 旅行市場の拡大と平泉 からその先への波及促進 《国内外への効果的な情報 発信と積極的な誘客活動》	33	33	No.31 北東北三県合同事務所を活用し、 各圏域のマスコミを中心とした招請事 業の実施（6回）
3 地域経済の活性化 《観光等消費額の向上》	14	14	No.63 食のビジネス交流会等を通じたビ ジネスマッチング機会の創出
合計	76	74	

## 2 平成 28 年度事業実績及び実施見込

	対象事業数	実施（見込み） (うち全事業終了)	主な事業
1 魅力ある地域づくり 《繰り返し訪れ、ゆっくり滞 在できる地域づくり》	29	28	No.1 等
2 旅行市場の拡大と平泉 からその先への波及促進 《国内外への効果的な情報 発信と積極的な誘客活動》	34	34	No.31 等
3 地域経済の活性化 《観光等消費額の向上》	14	14	No.63 等
合計	77	76	

※ 「対象事業数」には、完了となった事業を含む。

〈協議〉

対象事業については、実施見込み分も含めて、概ね順調に事業が実施された。

## 協議事項（１）③イ

平成 28 年度「平泉の文化遺産」活用推進新アクションプランの見直しについて  
（改定内容）

	項 目	改定前	改定後	内 容
1	事業No.3（事業主体） ＜観光ルートの構築＞	平泉町、奥州市、 一関市	岩手県、平泉町、 奥州市、一関市	岩手県の 追加
2	事業No.7, 9, 10（実施期間） ＜ユニバーサルデザインの推進＞	H27～H28 年度	H27～ <u>H29</u> 年度	H29 年度 まで延長
3	事業No.35（事業主体） ＜散策ルートの設定、整備＞	平泉町、奥州市、 一関市	岩手県、平泉町、 奥州市、一関市	岩手県の 追加
4	事業No.49（事業概要） ＜ターゲットを絞った誘客＞	観光誘致のための 名古屋圏等の企業 を対象とした旅行 企画提案の実施	<u>名古屋圏等の企 業を対象とした 誘客促進</u>	文言整理
5	事業No.52-2（事業概要） ＜ターゲットを絞った誘客＞	なし	新たな交通体系 に対応した戦略 エリアへの情報 発信	項目の追 加
6	事業No.53, 54, 55（事業主体） ＜インバウンドの推進＞	岩手県	岩手県、 <u>平泉町、 奥州市、一関市</u>	3 市町の 追加
7	事業No.64（事業主体） ＜もち料理の特産品化＞	岩手県、一関市	岩手県、 <u>平泉町、 一関市</u>	平泉町の 追加

※平成 29 年度から適用する。